毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　1
○土地改良事業の工事の完了の届出……（農業施設管理課）　1
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　2
○都市計画法第34条第８号の３の区域の指定（４件）……（都市計画課）　2
○都市計画法第34条第８号の３の区域等の指定（４件）……（都市計画課）　2
○道路の供用の開始……（道路課）　3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……（砂防災害課）　3

告　　示

北海道告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年５月８日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
中の岱	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用用排水、暗きょ）	北海道空知支庁
和	同	同
小藤９区	同　（区画整理、農業用用排水、暗きょ、客土）	同
旭	同	同
西南	同	同
秩西	同	同
黎明	同	同

北海道告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
遠別町	遠別	農村総合整備（農道）	平成11．3.26
同	同	同　（農用地改良保全）	同　12．9.10
同	同	同　（農業用用排水）	同　13．3.25
オロロン土地改良区	中央	小規模土地改良（農業用用排水）	同　17.11.18
同	北明里	同	同
留萌土地改良区	藤山	同	同　18．2.28
小平町土地改良区	田代	同	同　18．2.27
同	田代１	災害復旧（農業用施設）	同　17.12.22
同	田代２	同	同　18．3.23
伊達市	昭園	同	同　18．1.31

北海道告示第430号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所

利尻郡利尻町仙法志字元村47の４から47の８まで・107の６から107の８まで（以上８筆について次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的　土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第431号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　解除予定保安林の所在場所　　河東郡鹿追町・上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　水源のかん養

(3)　解除の理由　　道路用地とするため

2(1)　解除予定保安林の所在場所　　網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　土砂の崩壊の防備

(3)　解除の理由　　道路用地とするため

3(1)　解除予定保安林の所在場所　　網走市・河東郡鹿追町・上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　公衆の保健

(3)　解除の理由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに網走市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第８号の３の条例で指定する土地の区域を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第２号）第２条第１項の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道室蘭土木現業所企画総務部建設指導課及び登別市都市整備部建築住宅グループに備え置いて縦覧に供する。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）

登別市幸町３丁目の一部、幸町５丁目及び富浦町１丁目の一部

北海道告示第433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第８号の３の条例で指定する土地の区域を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第２号）第２条第１項の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道函館土木現業所企画総務部建設指導課及び七飯町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）

七飯町字緑町の一部、字中野の一部及び字中島の一部

北海道告示第434号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第８号の３の条例で指定する土地の区域を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第２号）第２条第１項の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道室蘭土木現業所企画総務部建設指導課及び苫小牧市企画調整部都市開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）

苫小牧市字植苗の一部

北海道告示第435号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第８号の３の条例で指定する土地の区域を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第２号）第２条第１項の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道室蘭土木現業所企画総務部建設指導課及び伊達市建設水道部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）

伊達市南稀府町の一部、南黄金町の一部、北黄金町の一部、館山下町の一部、館山町の一部、末永町の一部及び長和町の一部

北海道告示第436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第８号の３の条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途を都市計画法施行条例

（平成15年北海道条例第２号）第２条第１項及び第３条第１項ただし書の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道函館土木現業所企画総務部建設指導課及び七飯町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）
七飯町字本町の一部、大川７丁目の一部、大川９丁目の一部及び大川10丁目の一部

２　環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途
建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第２（い）項に掲げる建築物以外のもの

北海道告示第437号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第８号の３の条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第２号）第２条第１項及び第３条第１項ただし書の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道函館土木現業所企画総務部建設指導課及び七飯町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）
七飯町字桜町の一部、字鳴川町の一部、鳴川１丁目の一部、大中山１丁目の一部、大中山４丁目の一部及び大中山５丁目の一部

２　環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途
建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第２（ほ）項に掲げる建築物

北海道告示第438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第８号の３の条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第２号）第２条第１項及び第３条第１項ただし書の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道室蘭土木現業所企画総務部建設指導課及び室蘭市都市建設部建築課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）
室蘭市石川町の一部、本輪西町５丁目の一部、幌萌町の一部及び高平町の一部

２　環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途
建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第２（い）項に掲げる建築物以外のもの

北海道告示第439号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第８号の３の条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第２号）第２条第１項及び第３条第１項ただし書の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道室蘭土木現業所企画総務部建設指導課及び伊達市建設水道部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）
伊達市南稀府町の一部、南黄金町の一部、北黄金町の一部及び館山町の一部

２　環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途
建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第２（ほ）項に掲げる建築物

北海道告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　幌内三川停車場線	夕張郡長沼町字幌内1531番４地先から 夕張郡長沼町字幌内1720番107地先まで	平成18．5．2

北海道告示第441号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年５月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

戸井瀬田来３（その２）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から標柱４号までを順次結んだ線及び標柱１号と標柱４号を結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地　番	標柱番号
函館市	瀬田来	507	1
同	同	421－1	2
同	同	499	3、4

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,770円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社